

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 三重県高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示 予 算 経 理 室 1 頁

告 示

教育委員会告示第21号

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年11月1日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱の一部を改正する告示

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱（平成15年教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項2号中「 」を「 」とし、 の次に次のように加える。

災害等により居住している家屋が、床上浸水等の被害を受け、その家財道具等居住用資産の大半について損害があり、かつ市町村民税の所得割額が教育長が定める額未満となる世帯に属する生徒

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社